

## 第8回補助金等検討委員会議事録（要旨）

1. 開催日時 令和2年10月30日（金） 午後1時30分～午後4時00分

2. 開催場所 東庁舎 302会議室

3. 出席者

(委 員)

明石 照久 委員長、鶴 弘之 委員、馬場 範夫 委員

(事務局)

長野 秀文 財政課長、木庭 雄二 財政課員

中野 弘之 福祉課長、三森 雅之 生活保護担当係長

菅原 景子 子育て支援課長、井村 伸 子育て支援課参事、小川 真理 児童家庭担当係長

深町 浩一 協働推進課長、田村 敏浩 協働推進担当係長

山口 真 高齢者支援課長、斎藤 真知子 高齢者支援担当係長

山田 邦昭 社会教育課長、永松 博幸 社会教育担当係長

(コンサル)

佐々木 央 （富士通総研）

4. 議題

（1）個別補助金の審査について

①社会福祉協議会補助金審査

質疑応答

委 員：補助対象経費明細書の職員給料33名のうち補助対象は正規職員6人及び嘱託職員2人とされているが、残りの補助対象外25名は社協の正規職員と考えてよいのか。

事務局：そのほとんどは、地域学童保育所支援員である。

委 員：そうすると、職員給料の括りになっているが、勤務形態が違う正規の職員ではないと理解してよいか。

事務局：社協の正規職員ではない。

コンサル：職員給料に区分されている地域学童保育所支援員は、正規ではない非常勤職員ということになるが、非常勤職員給与に区分される非常勤職員との違いをお尋ねしたい。

事務局：社協の方で補助対象経費として役員報酬、職員給料、非常勤職員給与に分けられたものである。

コンサル：社協の資料について補助金所管課は理解し説明できるように指導するのが役割である。前回の資料についても説明ができない状況であったが、改善されていないと思われる。

委 員：資料を見たとき職員給料区分33人とされているので、社協のこれほどの人数の正

規の職員がどのような業務をしているのかと思った。業務内容に日常生活支援や地域学童保育所支援があり、非常勤職員給与に区分されるべきものが混ざっているということが分かった。

コンサル：資料において受託事業である日常生活自立支援事業を担当する嘱託職員の人事費は、この補助金の対象外であるにもかかわらず対象になっているが、補助対象としている明確な根拠の説明ができていない。

委 員：人件費を補助するのであれば、明確に説明できる資料を作ておくべきである。市民の皆さんへ説明を果たすことにならないのではないか。

委員長：委員の皆さんのお見にるように、所管課はきちんとした証拠に基づいて判断されているのかということ、この政策がどれほどの効果を上げているか把握しているのかということについて、これまでの説明では委員会は納得できない状況である。この間3回にわたり委員会で審査してきたが、根拠を示す資料の提出ができない状況であるので、評点審査はしないこととする。合理的な補助金のあり方として、公金を使った補助事業を進めることができるように政策効果を上げるのか、客観的数値や合理的論理の組み立てで説明することが重要である。今後、筑後市として、この補助金を政策展開の中でどのように位置づけていくか補助金のあり方をしっかり検討していただきたい。

質疑終了、評点審査なし

②筑後市母子寡婦福祉社会補助金審査

質疑応答

コンサル：補助金の算定基準がない中で、社協補助金の一本化を協議するということであるが、所管課として補助金額を定めるための根拠を考えていることがあれば説明していただきたい。

事務局：社協の補助金については赤い羽根募金の配分金との整理が必要と考えているので、これから検討したい。

委員長：今後、説明できる算定基準を検討し、政策効果を上げるための付加価値を付けていただきたい。

質疑終了、前回評点審査の変更なし

③校区コミュニティ協議会補助金審査

質疑応答

委 員：この補助金は9校区に交付されており、今回の審査資料の水田校区をもって補助金全体を審査することと理解してよいか。

事務局：そのように考えている。

委 員：補助金額について、運営費75万円、基本事業費30万円、提案事業費30万円、拠点施設整備100万円、準備10万円を上限としている根拠を説明していただきたい。

事務局：平成 31 年度からこの内容に見直したもので、平成 29 年度の協議会の決算状況等から算定している。運営費の平均が 47 万円程度であったが 60 万円を超えている校区もあり、また、報償費は 15 万円であったので実態に合わせて合計 75 万円に設定した。事業費についても、決算額から算定している。

委 員：決算額の高いところに補助基準を設定した理由は何か。

事務局：これまでの校区運営に必要とした額を上限として財政支援することが必要と考え設定したものである。

委 員：今後、協議会の活動が活発となり経費が上がれば、補助基準を上げることも考えられるのか。

事務局：活動が活発になれば、そのようなことも考えられる。

委 員：提案事業については、協議会の様々な事業が対象となり平成 31 年度で 9 校区中 2 校区であるが、この事業補助の意義はどのようなものと考えているか。

事務局：提案事業については、地域の課題が様々であり、自ら課題を考え対応してもらうために設定している。

委 員：平成 31 年度決算では 9 校区の補助金総額が 1,075 万円であるが、校区で差はあるのか。

事務局：補助金は上限額を設定しているので、校区の決算状況により上限額となる校区やその内数となる校区がある。

コンサル：平成 31 年度から制度を大きく変えた主旨を教えていただきたい。

事務局：平成 30 年度までは運営費補助金として、協議会事務員の人事費、運営費、事業費に対して 225 万円を支出していた。人事費に対する補助金の割合が高く、事業費が不足しているということがあった。平成 31 年度からは、運営費と事業費を分け、事務員は国の特別交付税を受けられる集落支援員制度を活用し市が任用することとした。

コンサル：平成 30 年度まで市の補助金で雇用していた事務員が市の直接雇用になったことで補助金額は減少し、事務員を雇用するための市の経費は国の財源措置があり、見直し後の全体的な市の負担は軽減されたと理解してよいか。

事務局：そのとおりである。

コンサル：事業費補助金を 30 万円にしたことで、協議会が事業費として活用できる財源は平成 30 年度と比較し事業費補助金相当が増加したと理解してよいか。

事務局：平成 30 年度の補助金 225 万円のうち、おおむね 85% 程度が人事費分で、残り 15% は高熱水費等事務所経費であったので、校区にもよるが事業費に充てる補助金はほとんどなかったと考えている。

コンサル：平成 31 年度に事業費補助が明確になったことで、新たに始まった事業があると考えてよいか。つまり補助金の仕組みを変えたことで、地域の事業が活発になり新たな事業が始まる若しくは事業が拡充されていると理解してよいか。事業活動に対する

財源一覧の資料にコミュニティ協議会補助金・基本事業費として、住民検診支援などがあるが、これらは平成30年度までは実施されていなかった理解してよいか。

事務局：詳細は把握していないので確認をしたい。

コンサル：事業費補助としたことで事業の内容がどのように変わったのかが、見直しの効果になるので、追加の資料をお願いする。

委員：校区コミュニティ補助金を審査するための資料が1校区分であるので、全体が見える資料もお願いしたい。

委員長：校区コミュニティの位置づけとして、宗像のコミュニティ制度である地域の補助金や区長報酬を財源とした一括交付金と公民館等施設の指定管理者により地域活動の効果を上げていく実例があるが、筑後市の校区コミュニティ制度は宗像市を目指しているのか。

事務局：宗像方式を目指しているものではない。過去に一括交付金化を検討したことがあつたが、補助金はチェックが必要ということで個別に対応している。

コンサル：校区コミュニティ補助金の効果を見るために、コミュニティ協議会がある水田校区の基本事業と同質の事業が、設立されていない2校区では実施されているのかいらないのか、あるいは行政区単位ではどうなのか確認する必要がある。校区コミュニティ補助金を受けている校区と受けていない校区の活動の状況活動に具体的にどのような差があるのか確認できる資料を用意していただきたい。

質疑終了

#### ④行政区活動補助金審査

質疑応答

委員：行政区活動補助金は、行政区運営費で世帯数を基礎に1世帯の単価を1,500円、地域づくり活動費で700円、隣組活動で610円としている根拠を説明願いたい。

事務局：平成13年度まで支出していた行政区単位の納税組合への報償金制度を廃止し、代替として行政区活動補助金を創設したものである。それぞれの単価の明確な基準は分からぬが、当時の報償金総額の90%程度を財源として、世帯数の状況を加味して按分し設定されたものである。

委員：補助基準の根拠について、これまでの経緯で説明できないならば、現状の中で理屈付けをする必要がある。この補助基準に基づく総額4,911万5千円の補助金の効果をどのように考えているのか、また、行政区が組織化されず補助を受けていない1行政区の組織化の見込みと今後の対応の考え方を説明願いたい。

事務局：その行政区に対しては、地域の窓口となる人と自治活動がないことによる困り事がないかななど年に1回は協議しており、地域の人材を確保できれば再開したいという意向である。行政区活動補助金の効果としては、地域住民に身近な防犯・防災関係事業については取組みが進んでおり、また、福祉に関しては高齢者の居場所などに取り組まれている状況があるが、明確な効果を説明できる分析は出来ておらず

課題と考えている。

委 員：このように多くの組織に交付する補助金の実態を把握するには相当の時間がかかり、補助金の効果検証がきちんとされていないのではないかと思われる。補助金額の説明が過去の経緯になり根拠が明らかにならない状況においては、今の所管職員が市民に説明できるか考えれば、この金額でいいのか、実態をもっと把握する必要があるのではないかなど様々な視点が見えてくると思うので、今後しっかり取り組んでいただきたい。

また、コミュニティ関連補助金を検討するために、9 校区のコミュニティ協議会と組織されていない 2 校区の範囲の行政区に関する補助金全体の状況がわかる資料をお願いしたい。

コンサル：平成 30 年度の野町行政区の事業報告に 6 月 24 日夜間安全防犯パトロールがあり、コミュニティ協議会にも同じ事業に補助金が充てられている。夜間安全防犯パトロールは行政区の地域づくり活動補助金の対象ではなく、区の事業として実施したのか校区コミュニティ協議会事業の位置づけで実施したのか平成 31 年度で見直した校区コミュニティ協議会の補助対象と行政区の補助対象事業の整理がよくわからない。この二つの事業を見比べると、コミュニティ協議会と行政区の決算で整合していないところがあり、協議会と行政区では整合させようという意識がなく整理されていると思われる。これは、事業に対する補助が 2 層になっているため、それぞれの事業が制度として整合しない状況が発生している。事業に対する補助金がどういう効果を生み出しているのか説明が出来ない状況になっており、校区コミュニティ協議会の基本事業と行政区の地域づくり活動の補助金については、所管課として整理していく必要がある。

委員長：資料を見ても校区コミュニティ協議会と行政区の補助金の事業が入り混じり見えにくい状況になっているので整理する必要があると考える。

委 員：行政区活動補助金交付要綱第 3 条に定められている補助対象事業を見ると、この補助金は行政区で活動しているすべての事業に使えると理解してよいか。

事務局：そのとおりである。

委 員：そうなると、なおのこと校区コミュニティ協議会との整理が必要であろう。宗像のようなコミュニティ政策であればすぐに理解できるが、そうではないから、この二つの組織体の活動の有様や補助金の成果が分かりにくいと思われる。

コンサル：まさに委員の意見のように、コミュニティ組織を二つ設けたけれども、補助金交付要綱上は何にでも使えるようになっており、その結果どんぶり勘定になっているが、コミュニティ政策としてこれでいいのかというのが委員長をはじめ委員の皆さんのお意見である。補助金を交付する側の市の意思が明確になっておらず、2 層構造のそれぞれ補助金に求める事業と効果が不明確なため、どんぶり勘定で実績報告書が上がってきて事業効果が分からることになっている。事業活動に対する補助金の市と

しての意図がわかるようにならないと今後も効果がわからない状況が続くことになり、これでいいのかという委員の皆さんのお意見である。

事務局：将来的には、小さな行政区単位ではやっていけないので校区コミュニティ協議会へ移管していきたいという方向性はある。これまでも行政区とコミュニティ協議会の2重行政ではないかという議会からの意見もあり、少しづつ見直しをしている途中である。

委 員：目標に達するための一番の課題は何であるか。

事務局：小さい行政区単位ではなく、子どもが歩いていける小学校区の校区コミュニティを10年前から進めてきたが、筑後市では大きく人口が減少している状況にななく、75行政区の自治会長はコミュニティを広げていくという認識があまりないところが大きいと感じる。

委 員：大きな課題があるので、この委員会でのやりとりを契機として、この二つの補助金の主旨や目的、効果、補助金額等をしっかり整理していただきたい。

質疑終了

⑤高齢者地域活動支援補助金

質疑応答

委 員：この補助金の補助単価の説明をお尋ねしたい。

事務局：補助単価は見直しにより校区コミュニティに対しては10万円、校区コミュニティがない行政区に対しては1万円としている。平成25年から補助事業を開始し、校区コミュニティ対象は事業費に見合った補助金になっているが、行政区対象については補助金額が低いためか申請が上がっていない。

委 員：補助金の根拠とは言えないでの、今後、説明できるように議論して整理していただきたい。

委 員：コミュニティ協議会の基本事業補助金に包括することも視野に検討中であるとのことであるが、包括へ進むスケジュール等内容の説明をお聞きしたい。

事務局：スケジュールまではないが、両者の補助金は被っているところがあり、コミュニティ協議会の基本事業補助金を満額使っているところが9箇所のうち4箇所程度で執行状況から包含できるのではないかと考えているが、補助条件に違いがあり調整が必要である。

質疑終了

⑥エンジョイ広場事業補助金

質疑応答

委 員：この補助金の単価1回1万8千円の根拠をお尋ねする。また、全校区一律の算定については見直す余地があると回答されているが、この内容をお聞かせいただきたい。

事務局：補助単価の根拠はわからないが、実際の事業費に応じた補助金額になっている。

この補助金は、自己負担がなく 1万 8千円の補助金を使い切るという事業者の考え方があるので、本当に必要な事業にかかる金額を補助することが必要ではないかと考えている。

委 員：エンジョイ広場事業補助金の全体をお尋ねする。

事務局：1校区あたり 36万円補助を 6校区実施している。

コンサル：実施していない校区は事業の必要性がないということか。

事務局：事業の実施はお願いしているが、地域の協力者の確保が困難なため取り止めた校区もある。

コンサル：事業を実施しないことで何か問題が起きているということはあるか。

事務局：ほかに市が行う事業もあるので、特に問題があることはない。

コンサル：特に問題がなければ、この事業を補助金を出して続けていく意義がどこにあるのか。

事務局：この補助金は、学校 5日制が始まって市補助金として開始しているが、その後、県のアンビシャス広場事業が始まり、近年は、国の地域学校協同活動補助事業も始まっているので、最終的には国の事業を全小学校区で行うということになると思う。

質疑終了

補助金審査終了